

富士吉田市告示第7号

令和7年度国民健康保険税（普徴）第5期分の督促状を送達したが、別紙の者については、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び富士吉田市税条例（昭和29年条例第29号）第18条の規定により公示送達する。

地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

なお、本督促状は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年1月16日

富士吉田市長 堀内茂